

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第2回）

議事概要

1 日時

平成22年2月26日(金) 10:00~12:00

2 場所

中央合同庁舎2号館10階第1会議室

3 出席者（50音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、菅家 一郎
木村 裕士、迫 大助、辻 琢也、人羅 格、三浦 孝一

4 議事次第

（1）開 会

（2）議 事

- ① 検討課題の整理
- ② 実態調査及びヒアリングについて
- ③ その他

（3）閉 会

5 議事の経過

- 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、荒木委員、菅家委員の紹介が行われた。
- 事務局から、資料1から5に基づき団結権の法的効果、諸外国の消防制度、消防職員委員会の運営状況等について、木村委員、迫委員、三浦委員から各自の提出資料について、説明が行われた。
- 事務局、委員からの説明後、検討を進める上での論点、課題等についてフリーディスカッションが行われた。委員の主な意見は次のとおり。
 - ・ 労使が協議することは職場環境向上のための有効なツールと言えるのではないか。消防職場に問題がないならば、これほど消防職員協議会への加入者が増えていないのではないか。
 - ・ 団結権が付与されることで、厳格な指揮命令系統が要求される職場に職員間の対抗関係を生じさせることになり、現場で迅速な判断・命令を求められる指揮者にプレッシャーがかかるのではないか。
 - ・ 今回の議論を行うにあたっては、いかにして住民の生命・財産を守るのかという点が重要で、警察との対比も考慮すべきではないか。

- ・ 団結権の付与と指揮命令系統の確保とが両立する形をうまく仕組むことが大事ではないか。
- ・ 本来、労働者に付与されるべき団結権について、「消防職員に回復すべきか回復を見送るべきか」という観点から検討することが必要ではないか。
- ・ 緊急出動時に指揮命令系統を確保することは、住民の生命・財産を守るという観点から、また、実際に出動している消防職員の生命を守るという観点からも必ず必要。その上で日常的な労務環境の向上のために労使の協議の場を設けるのかということを経験していきべきではないか。
- ・ 消防本部と一般の地方公共団体との規模の差も考慮すべきではないか。
- ・ 公益事業とされる電力事業や病院事業に従事する職員も団結権、団体交渉権を有しているが、適切な職務遂行が阻害されているわけではないのではないか。
- ・ 団結権が付与されると、住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと住民の懸念を払拭できる形を探る必要があるのではないか。
- ・ 他国の事例でも、日本と同じように消火や救急業務を行っており、団結権が付与されているからといって、住民の生命・財産が守られていないということはないのではないか。
- ・ 市民の目から見ると、消防、警察、自衛隊、海上保安庁は、公益性が高い業務として位置付けられており、信頼も寄せている。その中で消防だけ別の線引きをすることが市民から見るとどう映るのか、職員のモチベーションが変化しないかについても検証しなければならないのではないか。
- ・ 検討にあたっては、非現業一般職の地方公務員の労使交渉の実態や、消防職員にとって職員団体に加入し組合費を支払うことがどのようなメリットを有するのかといった検討も必要ではないか。

○ 最後に、実態調査及びヒアリングの進め方に関し、事務局から資料6、7に基づき説明が行われ、第3回検討会（実態調査）については、3月26日（金）に行うこととされた。

○ 第4回、第5回検討会（共に関係団体からのヒアリング）については、4月から5月までの間で早期に日程調整をすることとされた。

以 上

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

（総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課）